

令和３年度
埋蔵文化財調査センター
会計年度任用職員採用試験受験案内
(一般国道９号（福光浅利道路）改築工事に伴う
発掘調査現場・遺物整理作業員)

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
〒690-0131 松江市打出町３３
TEL ０８５２－３６－８６０８

島根県教育庁埋蔵文化財調査センターでは、会計年度任用職員（改正後の地方公務員法第２２条の２に規定する職員）を以下のとおり募集します。

- | | |
|--------|--|
| ■ 受付期間 | 令和３年４月３０日（金）～令和３年５月１４日（金）
* 郵送による場合は、５月１４日（金）必着
受付期間は、午前８時３０分～午後５時１５分
（土日・祝日を除く。） |
| ■ 試験方法 | 面接または書類選考による |
| ■ 合格発表 | 令和３年５月２４日（月） |

１．受験資格

次の各号に該当する人は受験できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

２．勤務地、採用予定人数及び職務内容等

勤務地：一般国道９号（福光浅利道路）改築工事に伴う高丸遺跡発掘調査事務所
（島根県江津市後地町）

職務内容：埋蔵文化財発掘調査に係る遺物整理

採用予定人数：１名程度

３．選考の方法、試験の日時、合格発表日

（１）選考方法

申込書類により書類審査を行い採用者を決定します。また、申込者が募集人員を超えた場合は、面接を行い、採用者を決定します。応募者多数の場合は第一次選考として書類選考のうえ合格者を第二次選考として面接試験を行う場合があります。

面接を行う場合等詳細は募集締め切り後当所から連絡します。受付期間終了から土日・祝日を除いて３日を過ぎても連絡がない場合は当所にお問い合わせください。

（２）合格発表 令和３年５月２４日（月）

試験の結果は、受験者全員に通知します。

４．受験申込手続

（１）受付期間 令和３年４月３０日（金）～令和３年５月１４日（金）

郵送の場合は令和３年５月１４日（金）必着

受付時間は、午前８時３０分～午後５時１５分

（土日・祝日を除く。）

（２）提出書類

履歴書（当所所定の様式）１部

直接持参するか郵送により提出してください。
郵送する場合は、封筒の表に「遺物整理作業員採用試験」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。

(3) 申し込み及び問い合わせ先

〒690-0131 島根県松江市打出町33
島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
高速道路調査推進スタッフ 中川
電話 0852-36-8608

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和3年6月1日から令和3年11月26日まで任用します。

なお、採用後1ヶ月又は勤務日数が15日に達するまでは条件付き採用期間となります。

6. 勤務条件

- (1) 報酬：月額6,200円（令和3年4月1日現在を記載しています。変更になる場合があります。）
通勤手当相当分の報酬 月額55,000円以内（支給要件を具備する場合のみ支給）
- (2) 勤務日：月15日で、勤務日は所属長が定めます。
- (3) 勤務時間：8時30分から17時15分（休憩時間1時間）
- (4) 休日：勤務を要しない日（土曜・日曜）及び休日（国民の祝日）
- (5) 福利：雇用保険等（加入要件を満たす場合に加入します。）

7. 試験結果の開示について

面接試験の試験結果については、島根県個人情報保護条例第22条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）を持参の上、下記開示場所で行ってください。（電話は不可）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 （棄権者を除く）	得点及び順位	合格発表から1月間	埋蔵文化財調査センター

（注）「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- ・受験に際しての提出書類は、埋蔵文化財調査センターにおいて責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して埋蔵文化財調査センターが収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、試験結果にその旨記載します。